

京都府立医科大学附属病院看護部看護研究論文集 査読要領

1. 目的

この要領は、京都府立医科大学附属病院看護部看護研究論文集の投稿原稿の査読に関して必要な事項を定める。

2. 査読者

- 1) 京都府立医科大学附属病院看護部看護研究論文集編集委員会（以下委員会）は、必要に応じて京都府立医科大学附属病院看護部職員及び京都府立医科大学医学部看護学科の専任教員の中から査読者を選任する。
- 2) 査読者の人数は、原則1つの投稿論文に対して2名とする。2名の査読結果が異なる場合及び再査読を要する場合の掲載の可否は、委員会で最終決定とする。
- 3) 著者希望の論文の種類が、「総説」「原著」については、査読者2名のうち1名は、各論文課題の専門に応じて他学の専任教員に依頼することとする。
- 4) 査読者は、査読に関する事項を他に漏してはいけない。
- 5) 査読者名は著者に公表しない。査読票は、筆跡がわからないように電子ファイルにより作成するものとする。

3. 査読の方法

査読者は、論文集への掲載の可否を以下の判定基準に従って判定し、いずれの判定結果の場合であっても、査読票に意見を簡潔的・具体的・客観的に記載するものとする。

なお、査読期間ならびに書き直しの修正期間はともに3週間を期限とする。

4. 論文集への掲載の判定基準

1) 論旨・論拠の妥当性・明快性の評価

- ・ 論旨の妥当性：論旨の整合性がとれており、論理に飛躍がないか。
得られた結果についての解釈・意味づけが妥当に行われているか。
文献検討が十分に行われ、その内容が論文で活用されているか。
- ・ 研究方法の妥当性：目的に対して、適切な対象、調査・実験方法が選択されているか。
倫理的配慮が十分に考慮されているか。

2) 表現・用語・関連文書引用等の適切性

- ・ 用語・説明の適切性：当該分野の適切な用語を適切に定義し、あるいは正確に用いているか。
- ・ 文献引用の適切さ：初出文献等を明示し、引用した内容や部分が文中でわかる表現とする。

5. 査読者が行う評価等

- 1) 査読者が行う評価は、「採用」「修正後採用」「不採用」の中からいずれかを選択する。また、論文の種類「総説」「原著」「研究報告」「実践報告」「資料」「その他」の判定も同時に行う。
- 2) 査読者の行った査読結果と最終結果が著しく異なる場合には、査読者にも通知を行うものとする。

6. 著者への査読結果は、委員会からの報告をもって通知する。